

協 議 事 項

京都府食の安心・安全行動計画に基づき
づく施策の実施状況（平成26年度）
及び施策の目標（平成27年度）（案）

平成27年3月
京 都 府

京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の目標と実績見込みについて(一覽)

※26年度実績値の一部は見込みの数値です。

施策	実績					27年度目標	主な担当課	
	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度目標	26年度実績			
1 放射線物質に対する食品安全管理体制の強化	① 流通食品の放射線物質検査(検体/年)	127	300	300	300	300	生活衛生課	
	② 府内産農林水産物の放射線物質検査(検体/年)	345	382	334	300	272	食の安心・安全推進課	
	③ 放射線物質に関するリスクコミュニケーションの開催(回/年)	5	10	10	10	5	食の安心・安全推進課	
2 食の情報向上に向けた情報提供の強化と府民参加の拡大	④ 府ホームページにおいて、府の施策・取組を写真・図表を使い紹介(回/年)	—	—	—	12	12	食の安心・安全推進課	
	⑤ 府民に感心の高いテーマについて講演会等による情報提供(回/年)	—	—	—	8	8	食の安心・安全推進課	
	⑥ 広告チラシ等を活用する「情報提供店」(店)	136	155	158	160	160	食の安心・安全推進課	
	⑦ リスクコミュニケーションの開催回数(放射線物質については再掲)	5	12	15	15	17	食の安心・安全推進課	
	⑧ リスクコミュニケーションの開催(人)	24	32	56	45	56	食の安心・安全推進課	
	⑨ 消費者、生産者等との交流・意見交換(回/年)	4	6	5	5	5	食の安心・安全推進課	
	⑩ きょうと食の安心・安全フォーラムの開催	1	1	1	1	1	食の安心・安全推進課	
	⑪ 食育推進計画作成市町村数	15	16	17	22	19	食の安心・安全推進課	
	⑫ 親子研修会等の開催回数(回/年)	3	5	3	4	4	食の安心・安全推進課	
	⑬ きょうと食農体験農場の登録数	—	10	10	20	14	食の安心・安全推進課	
3 監視・指導・検査の強化	⑭ きょうと食の安心・安全協働サーターナーズスキルアップ研修会開催(回/年)	—	11	83	100	115	食の安心・安全推進課	
	⑮ 食の安心・安全に関する消費者団体との意見交換会開催回数(回/年)	—	6	6	5	6	食の安心・安全推進課	
	⑯ 府の施策、取組に関する消費者団体との関係機関との連携	2	3	4	4	3	食の安心・安全推進課	
	⑰ 健康被害防止への対応	—	—	—	—	—	—	
	⑱ 農業者に対する使用実態調査(件/年)	34	275	120	120	120	食の安心・安全推進課	
	⑲ 肥料生産業者に対する立入検査数(件/年)	5	10	5	5	6	食の安心・安全推進課	
	⑲ 家畜伝染病予防法に基づく検査実施回数(千羽頭/年)	20	20	20	20	20	畜産課	
	⑲ 貝毒プランクトンの監視調査件数(件/年)	20	20	20	20	20	水産課	
	⑲ 食品等の取上げ検査検体数(検体/年)	750	750	750	750	750	生活衛生課	
	⑲ 食品衛生監視機関による立入検査回数(件/年)	40	40	40	40	41	生活衛生課	
4 安心・安全の基盤づくり	⑳ 無承認無許可医薬品の監視(インターネットをむむ..)件数(件/年)	842	1097	1,204	1,000	1,230	薬務課	
	㉑ 事業者向け食品表示講習会の開催(回/年)	—	—	—	5	6	食の安心・安全推進課	
	㉑ 食品表示指導者数(人)	37	36	37	45	38	食の安心・安全推進課	
	㉑ 食品表示における科学的検査の実施(検体/年)	21	10	29	30	30	食の安心・安全推進課	
	㉑ 巡回調査における適正表示の割合(%)	82	76	85	90	85	食の安心・安全推進課	
	㉑ 全養鶏農家等(千羽未満)への巡回指導回数(回/年)	4	4	4	4	4	畜産課	
	㉑ 全養鶏農家等(千羽以上)への巡回指導回数(回/年)	1	1	1	1	1	畜産課	
	㉑ 養鶏農家モニタリング検査実施回数(回/年)	12	12	12	12	12	畜産課	
	㉑ 養鶏農家全戸鶏抗体検査実施回数(回/年)	4	4	4	4	4	畜産課	
	㉑ 牛、豚など飼養農家全戸への巡回指導回数(回/年)	1	1	1	1	1	畜産課	
安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保	㉒ GAP手法導入農家数(戸)	552	650	1,037	1,250	1,113	農産課	
	㉒ 事業者による残留農薬自主検査(検体/年)	20	20	18	20	20	農産課	
	㉒ 農業講習会の開催回数(回/年)	6	6	6	6	6	食の安心・安全推進課	
	㉒ 農業管理指導士の認定者数(実人数)(人)	793	815	819	800	790	850	食の安心・安全推進課
	㉒ 水産養殖事業者の巡回指導件数(件/年)	25	25	25	25	25	水産課	
	㉒ 一牧戸生産者への巡回指導件数(件/年)	15	15	15	15	15	水産課	
	㉒ 食品衛生推進員又は食品衛生指導員による指導件数(件/年)	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	生活衛生課
	㉒ 調理作業工程表及び作業動線図を整備している学校給食調理場の数(か所)	63	112	117	138	129	165	保健体育課
	㉒ 鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステムPR活動(回/年)	—	—	3	7	7	10	食の安心・安全推進課
	㉒ きょうと信頼食品登録制度においてワンランク上の品質管理プログラムを策定する業者の数	—	—	3	6	6	10	食の安心・安全推進課
安心感向上のための取組	㉒ きょうと信頼食品登録制度において現行の品質管理プログラムにより登録する事業者数(店)	52	57	60	70	63	80	食の安心・安全推進課
	㉒ ワンランク上の品質管理プログラムにより登録する事業者数(店)	—	—	1	6	3	10	食の安心・安全推進課
	㉒ 京都にこだわり農法取組面積(ha)	409	420	470	445	470	460	農産課
	㉒ エコファーマー認定件数(件)	992	1065	1,164	1,300	1,200	1,400	農産課
	㉒ 特別栽培米の栽培面積(ha)	794	875	900	950	1,048	1,000	農産課
	㉒ 水産養殖事業者の巡回指導件数(件/年)	25	25	25	25	25	25	水産課

■ 数値目標の達成状況等一覧

取 組 内 容	取組数	計画達成(100%) した取組数	(参考) 80%以上 達成
1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化			
(1)放射性物質に対する安全管理体制の強化	2	1 (50%)	2 (100%)
(2)放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化	1	0 (0%)	0 (0%)
小 計	3	1 (33%)	2 (67%)
2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大			
(1)情報提供の強化	3	2 (67%)	2 (67%)
(2)リスクコミュニケーション等の強化	4	3 (75%)	3 (75%)
(3)食育を通じた食品の安全に関する知識の向上	4	2 (50%)	3 (75%)
(4)府民参画の推進	2	1 (50%)	1 (50%)
小 計	13	8 (62%)	9 (69%)
3 監視・指導・検査の強化			
(1)食品衛生管理対策	7	7 (100%)	7 (100%)
(2)適正な食品表示対策	4	2 (50%)	4 (100%)
(3)家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保	5	5 (100%)	5 (100%)
小 計	16	14 (88%)	16(100%)
4 安心・安全の基盤づくり			
(1)安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保	8	5 (63%)	8 (100%)
(2)安心感向上のための取組	4	2 (50%)	3 (75%)
(3)環境に配慮した食品生産等	4	3 (75%)	4 (100%)
小 計	16	10 (62%)	15 (94%)
合 計	48	33 (69%)	42 (88%)

(参考) 平成25年度末実績

取組内容	取組数	計画達成(100%) した取組数	(参考) 80%以上 達成
1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化			
放射性物質に対する安全管理体制の強化	2	1 (50%)	2 (100%)
放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化	1	1 (100%)	1 (100%)
小計	3	2 (67%)	3 (100%)
2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大			
情報提供の強化	3	2 (67%)	2 (67%)
リスクコミュニケーション等の強化	4	4 (100%)	4 (100%)
食育を通じた食品の安全に関する知識の向上	4	3 (75%)	3 (75%)
府民参画の推進	2	2 (100%)	2 (100%)
小計	13	11 (85%)	11 (85%)
3 監視・指導・検査の強化			
食品衛生管理対策	7	7 (100%)	7 (100%)
適正な食品表示対策	4	2 (50%)	4 (100%)
家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保	5	5 (100%)	5 (100%)
小計	16	14 (88%)	16 (100%)
4 安心・安全の基盤づくり			
安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保	8	7 (88%)	8 (100%)
安心感向上のための取組	4	3 (75%)	3 (75%)
環境に配慮した食品生産等	4	3 (75%)	4 (100%)
小計	16	13 (81%)	15 (94%)
合計	48	40 (83%)	45 (94%)

■ 食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況

【平成26年度数値目標の達成(見込)状況】 全48項目のうち100%以上達成33項目(69%)

【主な施策の達成状況】

柱	取組	計画	実績	計画比	内容
1 放射線物質に 対する食品安全 管理体制の強化	①流通食品の放射性物質検査 (検体/年)	300	300	100%	府内で流通する食品の放射性物質検査を実施。
2 食の信頼感向上に 向けられた府民参 画の拡大	⑦リスクコミュニケーションの開催 回数(回/年)	15	11	73%	府の施設見学を組み合わせた「体験型リ スクコミュニケーション」等により、府民の関 心の高いテーマで実施。
	⑭きょうと食いく先生の認定数(人)	100	115	115%	小・中・高・大学の授業に派遣するほか、 府民が気軽に府内産食材や京の食文化を 学べる体験教室を開催。
	⑮食の安心・安全協働サポーター スキルアップ研修会開催(回/年)	5	6	120%	府内6箇所、現在登録している食の安 心・安全協働サポーターを対象に開催。
3 監視・指導・検査の 強化	⑳貝毒プランクトンの監視調査件数 (件/年)	20	20	100%	食中毒の原因となる貝毒の監視のため、 海水中の貝毒原因プランクトンの生育状況 を調査。
	㉑食品等の収去検査検体数 (検体/年)	750	750	100%	府内で生産・製造又は販売される食品等 について、残留農薬、組換え遺伝子、食品 添加物、放射性物質等の検査を実施。
	㉒無承認無許可医薬品の監視 (インターネットを含む。)件数 (件/年)	1,000	1,230	123%	「いわゆる健康食品」等の販売広告や店舗 の監視を行い、健康被害の未然防止や違 法広告を排除。
	㉓事業者向け食品表示講習会の 開催(回/年)	5	6	120%	直売所運営者を対象に「JAS法」、「食品 衛生法」等に基づく適正な表示の講習会を 5つの地域で開催。
4 安心・安全の 基盤づくり	④⑩調理作業工程表及び作業動線 図を整備している学校給食調理 場の数(か所)	138	129	94% ※	府内学校給食調理場における衛生管理に 関する研修会や巡回指導に当たり、特に 調理作業工程表及び作業動線図を作成・ 確認し作業に当たることを重点的に指導。
	④⑪鶏卵・鶏肉トレーサビリティ システムPR活動(回/年)	7	7	100%	これまで取り扱いのなかった小売店、消費 者に向けて、トレーサビリティに関する意向 調査を行うとともに本システムの有効性な どを情報発信。
	④⑫きょうと信頼食品登録制度に おいてワンランク上の品質管理 プログラムを策定する業者の数	6	6	100%	☆☆基準の取組に意欲的な企業を有する 業界組合と連携し、各業種ごとの品質管理 プログラムを策定します。
	④⑬特別栽培米の栽培面積(ha)	950	1,048	110%	「特別栽培米産地づくり事業」等の実施に より、特別栽培米の生産に必要な機械の 導入を支援

※H26. 5. 1時点の調査結果に基づく

1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化

食の安心・安全を一層確かなものにするため、原発事故に伴い緊急的に行っているモニタリング検査による流通食品・府内産農林水産物の監視を継続します。

さらに、国や関係機関の情報収集に努め、状況の変化に応じて機動的に検査等の対応を行うなど放射性物質に対する安全管理体制を強化します。

併せて、消費者の正しい理解促進のため、リスクコミュニケーションなどを強化し、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなどにより、きめ細かく、分かりやすい情報提供に努めます。

(1) 放射性物質に対する安全管理体制の強化

数値目標 ①【新規】 ※【新規】は、今回行動計画(H25～27)で新たに数値目標としたもの

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
流通食品の放射性物質検査 (検体/年)	127	300	計画	300	300	300検体
			実績	300 (計画比: 100%)	300 (計画比: 100%)	
取組内容とその効果						
府内で流通する食品の放射性物質検査を実施。 基準値を超過するものは無し。						
【内 訳】						
一般食品： 223検体						
牛乳： 20検体						
乳児用食品： 39検体						
飲料水： 18検体						
【結 果】						
全て基準値以下（1検体で7.7Bq/kg） HPで公表						
数値目標の考え方						
加工食品や子どもが口にする食品を中心に、検査機器の能力、流通状況を考慮し、専門家の意見を聞きながら、検体数を設定						
参 考						
食品衛生法に基づく検査						
担当課						
生活衛生課	※②食品の収去検査検体数の内数です。(再掲)					

数値目標 ②【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
府内産農林水産物の放射性物質検査（検体/年）	345	382	計画	400	300	(300)※ 250
			実績	334 (計画比: 84%)	272 (計画比: 91%)	
取組内容とその効果						
<p>府内の主要品目について、出荷時期、地域毎に、出荷前のモニタリング検査を計画的に実施。</p> <p>なお、当初計画では、市町村からの要望に基づく検査枠を多めに確保し、要望には全て対応したが、その実績は272検体に止まった。</p> <p>【内 訳】 農産物：221検体 林産物：1検体 畜産物：11検体 水産物：39検体</p> <p>【主な品目】 農産物：九条ネギ、ナス、トマト、トウガラシ、キュウリ、茶 畜産物：原乳、鶏卵、牧草 水産物：マアジ、サワラ、スルメイカ、ブリ（養殖）、トリガイ</p> <p>【結 果】 全て不検出、HPで翌日には公表</p>						
数値目標の考え方						
<p>府内主要農産物50品目を、出荷時期、地域毎に、市町村の要望を踏まえながら産地検査</p> <p>27年度は、消費者、生産者の声を反映し、検査数は林産物、畜産物、水産物については現行水準を維持しながら、農産物は2/3程度に減少。（品目数は、26年並を維持）</p>						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課	<p>京都府食の安心・安全条例第19条「緊急時の安全性調査」に基づき検査</p> <p>資料6 食品における放射性物質検討部会専門委員の意見を聴取</p>					

※（ ）は変更前の数値

(2) 放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化

数値目標 ③【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
放射性物質に関するリスクコミュニケーション、講演会、意見交換会の開催（回/年）	5	10	計画	10	10	10
			実績	10 (計画比: 100%)	5 (計画比: 50%)	
取組内容とその効果						
府研究機関等の機能を活用した体験型リスクコミュニケーション（「現場で体験！ 食の安心・安全学び塾」）や国、消費者団体との連携開催など、効果的な取組となるよう規模や運営方法を検討しながら実施						
【取組内容】						
◆「現場で体験！ 食の安心・安全学び塾」						
保健環境研究所			6月13日			
農林センター			10月 3日			
中丹西保健所			11月14日			
◆府立大学学生への講座			6月19日			
◆国（消費者庁・食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省）、京都市、京都府生協連、京都生協と共催			8月25日			
数値目標の考え方						
消費者の放射性物質に対する関心の動向を踏まえ、国、消費者団体等と連携し、内容を工夫して開催。 なお、府民からの要望に基づく「出前語らい」にも積極的に対応。						
参 考						
担当課	資料7 平成27年度リスクコミュニケーション計画					
食の安心・安全推進課						

2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大

食の安心・安全に関する情報公開の徹底と多様な広報媒体を活用した府民各世代への効果的な情報提供に加え、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなど双方向で情報・意見を交換するリスクコミュニケーションを強化します。

併せて、メールマガジンの充実や府民が食について学ぶ機会の増加に努め、子ども頃から食品の安全性に関する知識を学ぶ食育を積極的に推進します。

また、リスクコミュニケーションなどの取組を消費者団体と連携して実施するとともに、府民との意見交換会、府民と連携した食品表示監視など府民参画を推進します。

(1) 情報提供の強化

数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
府ホームページにおいて、 府の施策・取組を写真、図表を使い紹介 (回/年)	—	—	計画	12	12	12
			実績	12 (計画比: 100%)	12 (計画比: 100%)	
取組内容とその効果						
【取組内容】						
府の施策や行事の最新情報をHP（「食の安心・安全きょうと」）に逐次掲載。毎月1回点検を行い、必要な情報は掲載、更新。 4～8月 11項目 9月～ 15項目 〈主な掲載情報〉						
<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜確認に関する情報 ・「現場で体験！ 食の安心・安全学び塾」資料 研究所が作成した写真や図表をHPで公開 ・平成27年度食品衛生監視指導計画（案）への意見募集 ・冬期食中毒注意報の発令について 府HPのトップページに掲載 						
緊急を要する場合には、広報課と連携し、府ホームページのトップページに掲載するなど、府の施策をタイムリーに発信することに務めた。						
【課題】						
引き続き、情報を分かりやすくするようHPの見直し行う。						
数値目標の考え方						
毎月ホームページを更新し、最新の情報を提供します。						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑤【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
府民に関心の高いテーマについて講演会等による情報提供(回/年)	—	—	計画	4	8	12
			実績	4 (計画比: 100%)	8 (計画比: 100%)	
取組内容とその効果						
【取組内容】						
府民からの依頼を受け、食の安心・安全をテーマに「出前語らい」等により、府民への情報提供。						
<p>日・場所 平成26年6月16日 京都市</p> <p>テーマ 中小規模食品加工事業者における危機管理対応</p> <p>対象 食品製造・表示に携わる現場責任者等 58名</p>						
<p>日・場所 平成26年8月20日 亀岡市</p> <p>テーマ 直売所で必要な食品表示について</p> <p>対象 直売所運営者等 100名</p>						
<p>日・場所 平成26年9月11日 京都市</p> <p>テーマ 食の安全性評価</p> <p>対象 京都府立大学生命環境学部 学生等 10名</p>						
<p>日・場所 平成26年9月26日 京丹波町</p> <p>テーマ 京都府の食の安心・安全の取組について</p> <p>対象 京丹波町消費生活グループ 20名</p>						
<p>その他</p> <p>テーマ 「食の安心・安全について」 2回(9/10, 11/13)</p> <p>「食品表示について」 2回(11/9, 2/2)</p> <p>対象 JA組合員、消費者、小学校児童 等</p>						
数値目標の考え方						
府内各地で開催し、きめ細かい情報を提供します。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑥

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
広告チラシ等 を活用する 「情報提供店」 (店)	136	155	計 画 (累計)	200店	250店	300店
			実 績 (累計)	158店 (計画比: 79%)	160店 (計画比: 64%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 各店舗や系列店本部に「食の安心・安全豆知識」などを情報提供し、企業HP、広告チラシ等での活用を促した。</p> <p>【課題と今後の取組】 新規店舗の開店等により、160店となった。 商店街や業種別団体を通じて「情報提供協力店」への登録を進める。</p> <p>(参考) 食の安心・安全協働サポーターに対する資料送付を行った。 提供情報「食の安心・安全まめ知識」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛乳パックの切り欠きについて ・内容量の表示について ・避難所における食品衛生確保ガイドライン ・朝食をしっかり食べて熱中症を予防しよう ・水産物の「養殖」表示について ・かんきつ類等の添加物表示について 等 						
数値目標の考え方						
情報提供店での活用実態や意向を把握し、改善を図りながら登録増を図ります。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課	紙ベースでの情報提供を進めるため、京都府広報紙や消費者団体等の資料への掲載に向けて、協議を行っています。					

(2) リスクコミュニケーション等の強化

数値目標 ⑦

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画		
			25年度	26年度	27年度
リスクコミュニケーションの開催回数	5	12	計画 15 ① (5) ② (10)	15 ① (5) ② (10)	17 ① (7) ② (10)
テーマ：放射性物質以外 *①	① (1) ② (4)	① (2) ② (10)	実績 15 ① (5) ② (10) (計画比: 100%)	11 ① (6) ② (5) (計画比: 73%)	
取組内容とその効果					
テーマ：放射性物質【再掲】 *②	府研究機関等の機能を活用した体験型リスクコミュニケーション（「現場で体験！食の安心・安全学び塾」〈20名までの小規模で開催〉）や国、消費者団体との連携開催など、効果的な取組となるよう規模や運営方法を検討しながら実施				
【取組内容】					
①・「現場で体験！食の安心・安全学び塾」					
丹後農業研究所 8月22日					
生物資源研究センター 8月29日					
畜産センター 9月19日					
中丹西保健所 9月26日					
農林センター 10月 3日					
保健環境研究所 10月31日					
②・「現場で体験！食の安心・安全学び塾」【再掲】					
保健環境研究所 6月13日					
農林センター 10月 3日					
中丹西保健所 11月14日					
・府立大学学生への講座 6月19日					
・国、京都市、京都府生協連、京都生協との共催による取組 8月25日					
【課題】					
「現場で体験！食の安心・安全学び塾」は、26年度は参加者が少なく、27年度は、実施方法を工夫する必要がある。					
数値目標の考え方					
放射性物質以外：地域ごとのリスクコミュニケーションを京都市内で3回、他の地域で各1回開催。（計7回）					
放射性物質：消費者の放射性物質に対する関心の動向を踏まえ、国、消費者団体等と連携し、内容を工夫して開催。 府民要望の「出前語らい」に積極的対応。（計10回）					
担当課	参 考				
食の安心・安全推進課	資料7 平成27年度リスクコミュニケーション計画				

数値目標 ⑧

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
リスクコミュニケーター の人数(人)	24	32	計 (累計 計画)	37	45	(50)※ 60
			実 (累計 績)	56 (計画比: 151%)	56 (計画比: 124%)	
取組内容とその効果						
<p>【効果】 府が開催する行事への参加や身近な人を巻き込んだ地域でのリスクコミュニケーション(府職員の出前語らい等)の開催などに取り組んでいただいている。 26年度は、京都府が開催する講演会等にも協力。</p> <p>(参考) 活動実績 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション 3名 安全な食品選択のための消費者&事業者フォーラム 1名</p>						
数値目標の考え方						
リスクコミュニケーターの活動支援に努めるとともに、食の安心・安全協働サポーターのうち希望者に対し、研修及び登録を行う。						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

※ () は変更前の数値

数値目標 ⑨

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
消費者、生産者等との交流・意見交換 (回/年)	4	6	計画	5	5	5
			実績	5 (計画比: 100%)	5 (計画比: 100%)	
取組内容とその効果						
【取組内容】						
①山城管内 (木津川市)						
テーマ 生産者、直売所職員と消費者の意見交換						
日時 平成26年7月23日						
参加者 消費者、生産者、直売所職員、JA職員 35名						
概要 ・野菜生産工場視察・収穫体験(ジャガイモ) ・直売所(「花野果市」:木津川市)の見学						
②中丹管内 (舞鶴市)						
テーマ ジビエの供給者と飲食業者との意見交換						
◇日時 平成26年7月16日						
参加者 18名(ジビエ*の供給者、飲食業者等)						
概要 ・食用に適した捕獲・処理方法等の講演 ・調理実演						
◇日時 平成26年11月15日						
参加者 18名(ジビエ*の供給者、飲食業者等)						
概要 ・食用に適した捕獲・処理方法等の講演 ・調理実演						
* ジビエ:狩猟によって、食材として捕獲された野生鳥獣の肉						
③南丹管内 (南丹市)						
テーマ 生産者から直接聞いて、体験して、しっかり学べる 交流会～畜産編～						
日時 平成27年1月25日						
参加者 一般府民、関係機関 18名						
概要 牧場での体験、牛乳を使った調理体験、 家畜の病気についての学習						
④丹後管内 (京丹後市)						
テーマ 丹後の食の安心・安全、魅力を適正な表示により情報発信						
日時 平成26年11月21日						
参加者 直売所出品グループ、消費者等 20名						
概要 ・食品表示についての講演 ・課題提起と意見交換						
数値目標の考え方						
府内5か所で開催します。						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑩

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
きょうと食の 安心・安全フ ォーラムの開 催	1	1	計画	1	1	1
			実績	1 (計画比: 100%)	1 (計画比: 100%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 「きょうと信頼食品登録制度」登録事業者及び「京のブランド産品」生産者が、安心・安全な食品生産の取組について説明し、試食を交えながら消費者との意見交換を行った。 きょうと食の安心・安全フォーラム実行委員会※を組織し、開催。</p> <p>日 時 平成27年1月28日 参加者 府民 103名 概 要 ・京都府における食の安心・安全の取組について ・きょうと信頼食品登録事業者、京都米生産者による安心・安全の取組事例紹介 ・参加者、報告者等による意見交換</p> <p>【効 果】 〈参加者の意見〉 ○製造者・生産者の苦勞と工夫がよくわかりました。その成果として安心・安全な食品を提供してもらえることに感謝します。 ○製造工程や安心・安全の取組紹介と試食がセットになった説明で、大変分かりやすく有意義でした。 ○製造者・生産者の話を聞く機会がないので良い経験になりました</p> <p>※構成団体： 京都府農業協同組合中央会、一般社団法人京都府食品産業協会、京都府生活協同組合連合会、NPO法人コンシューマーズ京都、京都鶏卵・鶏肉安全推進協議会、京都府</p>						
数値目標の考え方						
毎年度1回、きょうと食の安心・安全フォーラムを開催し、消費者と事業者の相互理解を深めます。						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

(3) 食育を通じた食品の安全に関する知識の向上

数値目標 ⑪

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食育推進計画 作成市町村数	15	16	計 画 (累計)	18	22	26
			実 績 (累計)	17 (計画比:94%)	19 (計画比:86%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 市町村に対して、関連する健康増進計画、地産地消計画等の作成に併せて食育推進計画の作成指導するなど、状況に応じて個別に支援。 府内市町村食育担当課長・関連部局担当者会議(7月15日)を開催し、計画作成に向けた情報交換を実施。 参加者 18市町から37名出席 [結果] 今年度2町が計画策定 (京丹波町が策定済み、与謝野町が策定予定)</p> <p>(参考) 京都府の策定状況 69.2% (全国71.5%) 全国36位 H26年度中に2町策定により73%となる見込み。</p>						
数値目標の考え方						
全市町村の食育推進計画策定を目指します。						
参 考						
担当課	第2次京都府食育推進計画の政策目標					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑫

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
親子研修会等の開催回数 (回/年)	3	5	計画	3	3	5
			実績	3 (計画比: 100%)	4 (計画比: 133%)	
	取組内容とその効果					
	<p>【取組内容】</p> <p>こども向け食の安心・安全啓発資料を作成し、研修会を開催</p> <p>畜産センター 80名 7月26日</p> <p>〃 30名 8月20日</p> <p>南丹広域振興局 50名 8月 6日</p> <p>中丹家畜保健衛生所 50名 8月 7日</p> <p>【効果】</p> <p>こどもに対しても食の安心・安全に関する基礎的な知識を体得させることができた。</p>					
数値目標の考え方						
できるだけ多くの府民の皆様に参加していただけるよう府内5か所、各1回開催することを目指しています。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑬【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
きょうと食農 体験農場の登 録数	—	10	計 (累計)	15	20	20
			実 (累計) 績	10 (計画比: 67%)	14 (計画比: 70%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 野菜などの栽培体験ができる食農体験農場を登録し、ホームページなどで府民へ情報発信。 26年度から新たに実施する栽培体験の支援助成等も活用し、体験できる農場数が拡大できるよう、可能性のある農場への声かけを行っている。</p> <p>【結 果】 4農場から申請があり、平成26年度中に登録予定。 予定農場 京都市内 2 中丹地域 1 丹後地域 1</p> <p>*きょうと食農体験農場 将来を担う子どもたちが五感を使った野菜等栽培体験を通して食や命の大切さを学べる市民農園を登録するもので、要件として、①指導者がいること、②食育プログラムの整備がされていることで、「きょうと食いく先生」など地域の食育指導者と連携して推進</p>						
数値目標の考え方						
府内5地域各4農場以上を目標としています。						
参 考						
「明日の京都」及び第2次京都府食育推進計画並びに「いただきます。地元産」プランの政策目標						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑭【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
きょうと食いく先生の認定数(人)	—	11	計(累計) 画	50	100	(100)※ 130
			実績(累計) 績	83 (計画比:166%)	115 (計画比:115%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>○認定制度を立ち上げた平成24年度に11名、平成25年度に72名、平成26年度は32名を認定。計115名</p> <p>○きょうと食いく先生の派遣等活動状況</p> <p style="padding-left: 40px;">小中学校等 106回(計115名)</p> <p style="padding-left: 40px;">あじわい館における体験型食育教室 10回(計10名)</p> <p>【効果】</p> <p>子どもたちが農林水産業や料理の専門家から、直接話を聞いたり指導が受けられる新鮮な機会であり、子どもたちの興味を引き出す効果的な取組として学校から評価を得ている。</p> <p>子どもたちからは、「これまで食べられないものが食べられるようになった」「自分でもつくってみたい」などの感想が寄せられているほか、食いく先生にとっても子どもたちの反応がやりがいにつながっている。</p> <p>* 「きょうと食いく先生」</p> <p>学校等と連携して、五感を使った食育(農作業や調理体験など)を体系的に指導する社会人講師</p>						
数値目標の考え方						
<p>府内5地域でバランスよく人材確保できるよう、20名ずつ以上を目標としています。</p> <p>※平成30年度までに全中学校区(公立173校)で1名の食いく先生を養成する目標達成のためには、今後毎年度約15名の増加が必要となるため、平成27年度の数値目標を100名から130名(平成26年度実績+15名)に上方修正しています。</p>						
参 考						
担当課	第2次京都府食育推進計画並びに「いただきます。地元産」プラン					
食の安心・安全推進課	の政策目標					

※ () は変更前の数値

(4) 府民参画の推進

数値目標 ⑮【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食の安心・安全協働サポータースキルアップ研修会開催(回/年)	—	—	計画	5	5	5
			実績	6 (計画比: 120%)	6 (計画比: 120%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>「食の安心・安全協働サポーター」を対象に府内6カ所で開催。 また、食の安心・安全に関するミニ知識やイベント開催に係る資料送付等も行い、身近な人への食の安心・安全情報提供など府民参画の取組への協力をいただいている。</p> <p>〈開催状況〉</p> <p>11月 4回(舞鶴、宇治、向日、峰山) のべ31名参加 12月 2回(園部、田辺) のべ16名参加</p> <p>〈研修内容〉</p> <p>◇食品表示のポイント 食品表示の基本を再確認</p> <p>◇見てみよう、食品表示の実際 商品例を用いて実際の食品表示を確認</p> <p>※消費生活安全センターや市町村とも連携して実施。</p>						
数値目標の考え方						
府内5カ所、それぞれ年1回程度開催することを目標にしています。						
参 考						
団体や消費者グループで希望があれば、食の安心・安全協働サポーター養成研修を随時実施						
担当課	食の安心・安全推進課					
	<p>〈26年度開催実績〉</p> <p>日時 平成26年11月19日</p> <p>場所 JA京都園部支店</p> <p>参加者 JA京都女性部 約150名</p> <p>テーマ 食品表示のいろは～正しく知って見分けよう～</p>					

数値目標 ⑩【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
府の施策、取組に関する消費者団体との意見交換会開催回数(回/年)	2	3	計画	4	4	4
			実績	4 (計画比: 100%)	3 (計画比: 75%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 府内の消費者団体や関係課と様々な項目について意見交換会を開催し、施策、取組への反映を図っている。</p> <p>実施結果</p> <p>◇開催日 時 平成27年2月6日 テーマ 京都府食品衛生監視指導計画について</p> <p>主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示制度は大きく変わるが、行政、消費者団体、業者が一体となって対応する必要がある。 ・HACCP推進については、零細・中小企業を考慮し、行政、小売業者、生協などの消費者団体のサポートが必要。 <p>◇開催日 平成27年2月16日 テーマ 宇治茶における安心・安全の取組について</p> <p>主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬を使う理由や製茶段階、お茶の淹れた時の農薬残留の有無などの情報提供をていねいに行うことが必要。 <p>◇開催日 平成27年3月23日(予定) テーマ 食の安心・安全行動計画による施策の成果と課題</p>						
数値目標の考え方						
おおむね四半期ごとに1回ずつ意見交換会を開催し、府の施策や取組に反映します。						
参 考						
府内消費者団体 京都府生活協同組合連合会、NPO法人コンシューマーズ京都、NPO法人京都消費生活有資格者の会、京都府連合婦人会、新日本婦人の会京都府本部、住みよい京都を作る婦人の会、NPO法人使い捨て時代を考える会、京都市地域女性連合会、京都市消費者モニター等経験者の会、						
担当課						
食の安心・安全推進課						

3 監視・指導・検査の強化

生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を、京都府の関係機関で構成する「京都府くらしの安心・安全推進本部」で情報共有、連携して実施します。

また、輸入食品、食品添加物など食品衛生に関する監視の継続に加え、生食用食肉などリスクの高い食品については、専門家の意見も聞きながら監視・指導、啓発を強化します。

食品に適正な表示がされるよう、事業者向け講習会の開催や相談窓口の充実、食品表示パトロール等での科学的検査を強化し、効果的な監視を行います。

さらに、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫の対策を徹底します。

(1) 健康被害防止への対応

(2) 食品衛生管理対策

数値目標 ⑰【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
農薬使用者に対する使用実態調査(件/年)	34	275	計画	120	120	120
			実績	120 (計画比:100%)	120 (計画比:100%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 府内の農業改良普及センターが、対象作物、地域等の重点目標を定め、定期的に毎月2件、生産者の農薬使用状況を調査。 なお、26年度は、普及センター毎に調査対象品目を選定し、重点的に調査・指導し、不適正な事例は認められなかった。</p> <p>【効果】 生産段階での農薬適正使用の徹底により不適正な事例の未然防止が図られている。</p>						
数値目標の考え方						
府内5地域で24件ずつ調査を行います。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課	主な調査対象品目 京都・乙訓：ナス、ネギ、花菜 山城：茶、エビイモ、トマト 南丹：黒大豆、エダマメ、ナス 中丹：アズキ、万願寺トウガラシ、 丹後：ネギ、カボチャ、エダマメ					

数値目標 ⑬

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画																				
			25年度	26年度	27年度																		
肥料生産業者 に対する立入 検査数(件/ 年)	5	10	計画	5	5	5																	
			実績	5 (計画比: 100%)	6 (計画比: 120%)																		
取組内容とその効果																							
<p>【取組内容】 肥料生産業者に対して、肥料取締法に基づく監視指導を実施。</p> <p>〈実施状況〉</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>管内</th> <th>所在地</th> <th>実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都・乙訓</td> <td>京都市</td> <td>6月18日</td> </tr> <tr> <td>山城</td> <td>城陽市</td> <td>6月11日</td> </tr> <tr> <td>南丹</td> <td>亀岡市、南丹市</td> <td>2月16日(2か所)</td> </tr> <tr> <td>中丹</td> <td>舞鶴市</td> <td>3月16日</td> </tr> <tr> <td>丹後</td> <td>宮津市</td> <td>8月27日</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈結果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれの事業場も不適正な事項は見られなかった。 <p>【効果】 府内で生産される特殊肥料について、品質等の保全が図られている。</p>						管内	所在地	実施日	京都・乙訓	京都市	6月18日	山城	城陽市	6月11日	南丹	亀岡市、南丹市	2月16日(2か所)	中丹	舞鶴市	3月16日	丹後	宮津市	8月27日
管内	所在地	実施日																					
京都・乙訓	京都市	6月18日																					
山城	城陽市	6月11日																					
南丹	亀岡市、南丹市	2月16日(2か所)																					
中丹	舞鶴市	3月16日																					
丹後	宮津市	8月27日																					
数値目標の考え方																							
府内5地域において、比較的大規模な事業場を1件ずつ検査します。																							
担当課	参 考																						
食の安心・安全推進課																							

数値目標 ⑱

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
家畜伝染病予 防法に基づく 検査実施頭羽 数(千頭羽/年)	20	20	計 画	20	20	20
			実 績	20 (計画比: 100%)	20 (計画比: 100%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 家畜伝染病予防法に基づき、対象となる家畜全頭・羽に対し家畜伝染病について、定期的に検査を行っている。 3月末までに、計画どおり20千頭羽の検査を実施し、全て陰性を確認。</p>						
数値目標の考え方						
<p>家畜伝染病予防法に基づく牛、豚、鶏等対象となる家畜の定期検査の頭羽数を目標にしています。</p>						
担当課	参 考					
畜産課						

数値目標 ⑳

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
貝毒プランク トン等の監視 調査件数 (件/年)	20	20	計 画	20	20	20
			実 績	20 (計画比:100%)	20 (計画比:100%)	
取組内容とその効果						
※貝毒の効果 的な監視のた め、二枚貝に 蓄積した毒量 の簡易な把握 も取り入れて 実施	<p>【取組内容】 食中毒の原因となる貝毒の発生状況の監視のため、プランクトン調査又はELISA検査を、二枚貝生産海域においては周年で月1回の頻度、重要養殖貝出荷時期である4～7月においては更に2カ所で月1回の頻度の合計20回実施。 調査に基づく貝毒原因プランクトンの出現状況や二枚貝に蓄積された毒量についての監視結果を、漁業者に情報提供し、毒化の危険性について注意喚起することで、貝毒検査を促し、毒化二枚貝が流通しないよう、食の安心・安全の確保に努めた。</p>					
	<p>【効果】 平成26年4月以降、「丹後とり貝」や「育成岩がき」などの二枚貝が数多く出荷されているが、毒化した二枚貝の流通や食中毒は発生していない。</p>					
	数値目標の考え方					
周年監視(1回/月) 1ヶ所=12回 重要養殖貝出荷時期(4～7月 1回/月) 2ヶ所= 8回 合計 20回						
担当課	参 考					
水産課	<p>トリガイなどの二枚貝は、水中のプランクトンを食べて成長する。プランクトンの中には微量ながら毒を含有する種類があり、このプランクトンを二枚貝が食べることで、二枚貝中に毒が蓄積される(貝毒)。 貝毒原因プランクトンの種類は明らかになっているため、海域に分布するプランクトンを調査することで、その海域に生育する二枚貝が毒化している可能性をある程度判断することが出来る。 また、ELISA検査法により、実際に二枚貝に蓄積した毒量を簡易的に把握することが出来る。</p>					

数値目標 ⑳

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食品等の収去 検査検体数 (検体/年)	750	750	計画	750	750	750
			実績	750 (計画比:100%)	750 (計画比:100%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 府内で生産・製造又は販売される食品（輸入食品を含む。）等について、保健環境研究所や拠点保健所（山城北、南丹及び中丹西保健所）において、残留農薬、組換え遺伝子、食品添加物、放射性物質等の検査を実施。</p> <p>【結果】 「みず菜」1検体から、食品衛生法で規定する残留基準(0.1ppm)を超過する農薬(ダイアジノン：殺虫剤)を検出(0.29ppm)したが、全量を卸売業者から回収したため、一般消費者への販売は無かった。</p>						
数値目標の考え方						
食品に対する不安や食品事故を考慮し、専門家の意見を聞きながら継続して検査します。						
参 考						
収去検査						
担当課	食品衛生法に基づき、保健所などの食品衛生監視員が販売店などから検査のために必要な量の食品を採取して行う検査					
生活衛生課						

数値目標 ②

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食品衛生監視 機動班による 立入検査回数 (件/年)	40	40	計画	40	40	40
			実績	40 (計画比:100%)	41 (計画比:103%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 HACCP施設や大規模製造施設等に対して、食品衛生監視機動班を編成して立ち入り、記録のチェック、拭き取り検査や収去検査等を実施。</p> <p>【結果】 食品衛生上、特に問題となる事項は無し。</p> <p>【効果】 きめ細かく指導することにより、事故や違反食品発生の未然防止を図ることができる。</p>						
数値目標の考え方						
大規模食品製造施設、HACCP施設、大規模食鳥処理施設、と畜場等を対象（南部20回、中部10回、北部10回）						
参 考						
食品衛生監視機動班						
担当課	食品衛生法に基づき認証されたHACCP施設、大規模食品製造施設などを対象に、専門的な監視指導を実施するため、複数の保健所の食品衛生監視員で構成する機動的な組織					
生活衛生課						

数値目標 ⑳

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画														
			25年度	26年度	27年度												
無承認無許可 医薬品の監視 (インターネットを含む) 件数(件/年)	842	1,097	計画	1,000	1,000	1,000											
			実績	1,204 (計画比:120%)	1,230 (計画比:123%) 27年1月末現在												
取組内容とその効果																	
<p>【取組内容】 「いわゆる健康食品」等の販売広告(インターネット販売を含む。)や店舗の監視を行い、医薬品的な効能効果を標榜し、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」違反が疑われる不適正な広告など、「いわゆる健康食品」が確認されれば、立入検査等により実態を把握し、当該広告内容の削除や修正、必要に応じ、商品の販売中止や報告書徴収等(事業者の所在が他府県の場合は通報)を指導</p> <p>【効果】 これらにより、一般消費者に医薬品に対する不信感を生じさせたり、正しい医療を受ける機会の逸失による疾病の悪化等、保健衛生上の危害発生の回避に繋がっている。</p> <p style="text-align: center;">▼広告等の修正・削除等の実施状況</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">25年度</td> <td style="padding-right: 20px;">直接指導</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>他府県への通報</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>直接指導</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>他府県への通報</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(27年1月末現在)</p>						25年度	直接指導	4件		他府県への通報	3件	26年度	直接指導	2件		他府県への通報	2件
25年度	直接指導	4件															
	他府県への通報	3件															
26年度	直接指導	2件															
	他府県への通報	2件															
数値目標の考え方																	
第2次行動計画で21年度実績427件の2倍に強化した目標を維持します。																	
参 考																	
医薬品、医療機器等法第55条第2項(無承認無許可医薬品の販売・授与等の禁止)、第68条「承認前医薬品等の広告禁止」等に基づき指導																	
担当課																	
薬務課																	

(3) 適正な食品表示対策

数値目標 ⑭【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画												
			25年度	26年度	27年度										
事業者向け食品表示講習会の開催 (回/年)	—	—	計画	5	5	5									
			実績	5 (計画比: 100%)	6 (計画比: 120%)										
取組内容とその効果															
<p>【取組内容】 府内の農産物直売所等の方を対象に「JAS法」及び「食品衛生法」で定められている食品表示について実施。</p> <p>実施状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">【本 庁】平成26年8月20日</td> <td style="width: 30%;">参加者100人</td> </tr> <tr> <td>【山城局】平成26年9月10、11日</td> <td>〃 41人</td> </tr> <tr> <td>【南丹局】平成26年12月11日</td> <td>〃 24人</td> </tr> <tr> <td>【中丹局】平成27年3月5日</td> <td>〃 13人</td> </tr> <tr> <td>【丹後局】平成27年1月14日</td> <td>〃 47人</td> </tr> </table>						【本 庁】平成26年8月20日	参加者100人	【山城局】平成26年9月10、11日	〃 41人	【南丹局】平成26年12月11日	〃 24人	【中丹局】平成27年3月5日	〃 13人	【丹後局】平成27年1月14日	〃 47人
【本 庁】平成26年8月20日	参加者100人														
【山城局】平成26年9月10、11日	〃 41人														
【南丹局】平成26年12月11日	〃 24人														
【中丹局】平成27年3月5日	〃 13人														
【丹後局】平成27年1月14日	〃 47人														
数値目標の考え方															
府内5か所で1回ずつ開催することを目標としています。															
参 考															
担当課	関係法の担当課														
食の安心・安全推進課	J A S法：食の安心・安全推進課 食品衛生法：生活衛生課 景品表示法：消費生活安全センター 新しい食品表示基準公表に合わせて、消費者庁からの講師による食品製造事業者向け講習会を開催予定。														

数値目標 ②⑤【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食品表示指導者数(人)	37	36	計(累計) 画	40	45	50
			実績 計	37 (計画比: 93%)	38 (計画比: 84%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 食品製造事業者、業種組合と連携して指導者を認定。認定後も研修会を年2回実施し、フォローアップを行っている。 6月及び2月に食品表示指導者養成研修を開催。1名を新たに登録</p> <p>【効果】 食品表示指導者を核として、企業内及び業界全体の食品の適正表示及びコンプライアンスの意識の向上に努めている。</p> <p>(参考) 食品表示指導者等を対象としたフォローアップ研修 ◇日時 平成26年6月16日(月) 場所 京都市内 内容 テーマ「中小規模な食品加工事業者における危機管理対応や万が一に備えて事前に準備出来ることなど」 講師 神戸大学大学院経営学研究科 准教授 馬場新一 氏 参加者 58名(食品製造・表示に携わる現場責任者等)</p> <p>◇日時 平成27年2月2日(月) 場所 京都市内 内容 講話「消費者に信頼される表示について」 講師 消費生活コンサルタント 森田満樹 氏 報告 京都府消費生活安全センター、(株)高島屋京都店 パネルディスカッション ※消費生活安全センター、食の安心・安全推進課が協力して開催</p>						
数値目標の考え方						
食品表示の適正化とコンプライアンス(法令遵守)に関する意識向上に向け、25業種で2名ずつに増やすことを目標としています。						
参 考						
担当課	新しい食品表示基準公表に合わせて、消費者庁からの講師による食品製造事業者向け講習会を開催予定。					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑳【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食品表示における科学的検査の実施（検体/年）	21	10	計画	30	30	30
			実績	29 (計画比: 97%)	30 (計画比: 100%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 「たけのこの水煮」の原料原産地、「シジミ」の原産地及び「袋詰精米」の品種表示について、買上検査し、信憑性を確認。</p> <p>〈分析結果及びその後の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たけのこの水煮 — すべて「疑義なし」 ・シジミ — 府内事業者は「疑義なし」 ・袋詰精米 — 分析結果に基づき、確認調査中 <p>〈品目選定の考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国内・府内で過去に違反事例のあるもの」 ・「京都産ブランド農林水産物の信頼確保」 <p style="text-align: right;">等</p> <p>【効果】 実施結果等はHPで公表し、事業者の啓発に活用 府内産農林水産物のブランドに対する信頼を確保</p>						
数値目標の考え方						
産地偽装事件の発生などの状況に応じて、検査を行うことが効果的と考えられる食品について、3品目10検体程度の検査を実施します。						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ②【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度)	27年度	
巡回調査における適正表示の割合 (%)	82	76	計画	85	90	90
			実績	85 (計画比: 100%)	85 (計画比: 94%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 京都市内及び各広域振興局単位で関係機関が連携し、スーパー・小売店等約300店舗を選定し、それぞれ年間60店舗程度に対して、原産地表示の欠落等の不適正表示の有無についてパトロールを実施。</p> <p>【効果】 小売段階での適正表示の啓発・周知が図れている。</p>						
数値目標の考え方						
名称や原産地などが表示されている商品数が80%以上の店舗の割合を、平成26年度までに90%とします。〔「農林水産京カプラン」〕						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

(4) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保

数値目標 ⑳

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
全養鶏農家等 (千羽以上)への 巡回指導回数 (回/年)	4	4	計画	4	4	4
			実績	4 (計画比: 100%)	4 (計画比: 100%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 高病原性鳥インフルエンザの発生防止のため、家畜保健衛生所が異常鶏の有無を確認するとともに、防鳥ネットや野生動物の侵入防止等伝染病の侵入防止対策の点検を行う。 3月末までに延べ232戸を巡回し、点検を実施しました。</p> <p>※平成26年度は、国内養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、緊急巡回を3回実施し、侵入防止の徹底を指導しました。</p>						
数値目標の考え方						
四半期毎に巡回指導することを目標にしています。 (対象: 千羽以上飼養の養鶏農家 全58戸)						
参 考						
担当課						
畜産課						

数値目標 ⑳

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画		
			25年度	26年度	27年度
全養鶏農家等 (千羽未満)への 巡回指導回数 (回/年)	1	1	計画	1	1
			実績	1 (計画比: 100%)	1 (計画比: 100%)
取組内容とその効果					
<p>【取組内容】</p> <p>鳥インフルエンザウイルスを運ぶとされている渡り鳥の本格的な渡りのシーズン前(9月~10月)に、千羽未満の小規模飼養者に対しても全戸を巡回し、野鳥の侵入防止や消毒の徹底について、ちらし等を配布して注意喚起を行う。</p> <p>小規模鶏飼養者における疾病予防の意識を向上させ、鶏舎等の侵入防止対策の徹底を呼びかけることで鳥インフルエンザの発生を予防します。</p> <p>※平成26年度は、国内野鳥での鳥インフルエンザウイルスの検出や国内養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、府内の全ての家きん飼養者に緊急衛生情報を7回発信して、侵入防止の徹底を指導しました。</p>					
数値目標の考え方					
<p>年1回巡回指導することを目標にしています。 (対象: 千羽未満飼養の養鶏農家及び自家用家きん飼養者全戸(648戸))</p>					
参 考					
担当課					
畜産課					

数値目標 ③⑩

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
養鶏農家モニタリング検査実施戸数	毎月12戸	毎月12戸	計画	毎月12戸	毎月12戸	毎月12戸
			実績	毎月12戸 (計画比: 100%)	毎月12戸 (計画比: 100%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視するため、府内の4家畜保健衛生所ごとに3戸の農場を指定しウイルス検査・抗体検査を毎月実施。全て陰性を確認しました。</p> <p>【効果】 モニタリング検査を継続することで、農家にウイルスの侵入が無いことの確認と地域におけるウイルスの動向を監視しています。 鳥インフルエンザの早期発見により、迅速な対応で被害を最小限に止めることが期待できます。</p>						
数値目標の考え方						
各地域（京都山城、南丹、中丹、丹後）において、3戸ずつ毎月実施することを目標にしています。						
参 考						
担当課						
畜産課						

数値目標 ③

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
養鶏農家全戸 鶏抗体検査実 施回数(回/ 年)	4	4	計 画	4	4	4
			実 績	4 (計画比: 100%)	4 (計画比: 100%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視するため、千羽以上を飼養する全ての養鶏農家において、年4回鶏から採血して、抗体検査を実施し、全て陰性を確認しました。</p> <p>【効 果】 抗体検査により、農家へのウイルスの侵入を監視しています。ウイルスの監視により、鳥インフルエンザを早期発見し、迅速な対応で被害を最小限に止めることが期待できます。</p>						
数値目標の考え方						
年4回抗体検査することを目標にしています。 (対象: 千羽以上飼養の養鶏農家 全58戸)						
参 考						
担当課						
畜産課						

数値目標 ⑳【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画		
			25年度	26年度	27年度
牛、豚など飼養農家全戸への巡回指導回数（回／年）	1	1	計画	1	1
			実績	1 (計画比: 100%)	1 (計画比: 100%)
取組内容とその効果					
<p>【取組内容】 家畜保健衛生所が口蹄疫等重大な伝染病発生予防のため、家畜の健康状態等の飼養状況を確認するとともに、飼養衛生管理基準の遵守について指導を行う。</p> <p>【効果】 飼養衛生管理の向上により、安心・安全な畜産物生産に寄与することが出来る。</p>					
数値目標の考え方					
年1回巡回指導することを目標にしています。 (対象：偶蹄類飼養農家 全208戸)					
参 考					
<p>担当課 畜産課</p>					

4 安心・安全の基盤づくり

食品が生産・製造される段階で安全性を高め、消費者の食品に対する信頼感が向上するよう、農産物の生産工程管理手法（GAP）や京都こだわり農法などを実践する農家の拡大と生産情報の提供、農家による家畜伝染病対策の強化、加工食品の品質管理の一層の向上など生産者・事業者の自主的な取組状況を促進するとともに、その取組を積極的に情報発信します。

(1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保

数値目標 ③③【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
GAP手法 導入農家数 (戸)	552	650	計 (累計 計画)	1,000	1,250	1,500
			実 (累計 実績)	1,037 (計画比: 104%)	1,113 (計画比: 89%)	
取組内容とその効果						
【取組内容】						
○農業改良普及員やJA営農指導員に対し、府とJAグループが共同でGAP指導者育成研修を実施し(9/4、10/27)、GAP推進を行う指導者を育成(累計130名)						
○GAP指導者が産地や生産組織での取組を支援することにより、農家でのGAP導入を推進。						
数値目標の考え方						
単年度毎に、5産地で、のべ250名の増加を設定しています。						
参 考						
農業生産工程管理手法（GAP）						
担当課	GAP手法（Good Agriculture Practice）とは、農業者自らが、（1）農作業の点検項目を決定し、（2）点検項目に従い農作業を行い、記録し、（3）記録を点検・評価し、改善点を見出し、（4）次作に活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」（プロセスチェック手法）のこと。					
農産課	GAP手法は、「農産物の安全確保」だけでなく、「環境保全」「農産物の品質と信頼の向上」「労働安全の確保」等に有効な手法であり、多くの産地、農業者がこの手法を取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことが、消費者・食品業者等の信頼確保につながる。					

数値目標 ③④

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
事業者による 残留農薬 自主検査 【茶】(検体 /年)	20	20	計画	20	20	20
			実績	18 (計画比: 90%)	20 (計画比: 100%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 今後の取組予定 ○府内各生産現場から集荷された「荒茶」について、残留農薬分析を実施</p>						
数値目標の考え方						
産地ごとに生産される茶種別に残留農薬分析を実施します。						
参 考						
<p>担当課 農産課</p>						

数値目標 ③⑤

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
農薬講習会の 開催数(回/ 年)	6	6	計画	6	6	6
			実績	6 (計画比: 100%)	6 (計画比: 100%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 対象：農薬販売者及び使用者、防除業者等 内容：農薬の適正使用及び適切な管理をに向けての注意喚起等</p> <p>実施状況</p> <p>【山城局】 10月 2日 【南丹局】 10月31日 【丹後局】 10月22日 【中丹局】 11月 5日 【本 庁】 9月 5日、12月16日 のべ422人参加</p> <p>【効果】 関係者に対し、直接、最新の情報や農薬の使用・管理上の留意事項を伝えるなど注意喚起をすることができた。</p>						
数値目標の考え方						
府内の農薬取扱業者及び農薬管理指導士が最新情報を入手するとともに講習会を契機に改めて事故防止の日常の点検指導等ができることを目標とします。						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ③⑥

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
農薬管理指導 士の認定者数 (実人数(人))	793	815	計画	750	800	850
			実績	819 (計画比: 109%)	790 (計画比: 99%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 農薬安全使用を推進するリーダーとして、農産物直売所構成員、防除業者、農薬販売者、ゴルフ場関係者等を農薬管理指導士として認定。 (26年度新規認定者: 19名) 認定後も、更新時に講習会受講を義務づけ、資質向上の支援に努めている。</p> <p>【効果】 農薬管理指導士の活躍で、農薬使用者(家庭菜園等に取り組む府民を含む。)の農薬の適正使用が図られており、農薬による危被害を防ぐことが期待される。</p>						
数値目標の考え方						
今後、農産物直売所運営者中心に認定者の増加を図り、適正使用による危害防止を目標とします。						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

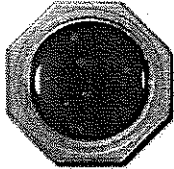
数値目標 ③7

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
水産養殖事業者の巡回指導 件数(件/年)	25	25	計画	25	25	25
			実績	25 (計画比:100%)	25 (計画比:100%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 府内の養殖業者に対し、毎月、給餌及び動物用医薬品使用の方法等について聞きとるとともに、資料等を配付し、適正な医薬品の使用について普及啓発した。</p> <p>【効果】 医薬品の不適切な使用等はなく、安心・安全な水産物が生産・流通されている。</p>						
数値目標の考え方						
給餌や動物用医薬品の適正使用について、府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。						
参 考						
担当課						
水産課						

数値目標 ③⑧

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
二枚貝生産者 への巡回指導 件数(件/年)	15	15	計画	15	15	15
			実績	15 (計画比:100%)	15 (計画比:100%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 「丹後とり貝」や「育成岩がき」等の二枚貝生産者に対して、毎月、出荷基準に基づいた規格の選別や、安全性の検査等を指導した。</p> <p>【効果】 その結果、毒化した貝の流通はなく、安全性の確保ができた。</p>						
数値目標の考え方						
<p>トリガイ養殖(舞鶴、宮津及び久美浜)4回/年×3ヶ所=12回 イワガキ養殖 2回/年 = 2回 その他貝類養殖 1回/年 = 1回 <u>合計15回</u></p>						
参 考						
<p>担当課 水産課</p>						

数値目標 ⑳

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食品衛生推進員又は食品衛生指導員による指導件数 (件/年)	5,700	5,700	計画	5,700	5,700	5,700
			実績	5,700 (計画比: 100%)	5,700 (計画比: 100%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>食品関連業者の自主的な衛生管理を推進するために、事業者リーダーが保健所と連携しながら、地域で営業する飲食店等を巡回して衛生状態の点検を行い、指導・助言を実施。取り組みに当たっては、フードスタンプやATPなどの検査機器を活用しながら専門的な指導を行う。</p> <p>併せて、誤表示防止のために食品表示の点検を実施。</p> <p>また、府民向けに食中毒予防の啓発を実施（啓発資材の配布や、講習会の開催等）。</p>						
フードスタンプ				ATP検査機器		
						
数値目標の考え方						
24年度の飲食店等巡回指導件数の実績値(5,500)に、府民向け啓発件数を加えて数値目標を設定。						
参 考						
食品衛生推進員（京の食”安全見張り番”）						
食品衛生の向上に熱意と見識を有し、社会的信望がある者として（公社）京都府食品衛生協会から推薦を受け、食品衛生法に基づき知事が委嘱。食品関連営業者の自主的な衛生管理の推進を図るとともに、消費者からの相談に対応。						
食品衛生指導員						
（公社）日本食品衛生協会が行う指導員養成教育課程等を終了した者で、食品衛生協会活動の中核として、営業施設に対して巡回指導などにより自主的な管理体制の確立を促進し、消費者に対して食品衛生思想の普及活動を実施。						
担当課	生活衛生課					

数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
調理作業工程表及び作業動線図を整備している学校給食調理場の数(か所)	63	112	計(累計)	100	138	165※2
			実(累計)績	117 (計画比: 117%)	129※1 (計画比: 94%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容・効果】</p> <p>府内学校給食調理場においては学校給食衛生管理基準等に基づく衛生管理が図られているが、衛生管理に関する研修会や巡回指導において、特に調理作業工程表及び作業動線図を作成・確認し作業に当たることを重点的に指導すること等により、改善を図ってまいりたい。</p> <p>※1 文部科学省が実施する学校給食実施状況等調査にあわせ実施する調査によって毎年5月1日現在の状況を把握している。 従って、現時点の最新数値である平成26年5月1日時点の数値を記入している。</p>						
数値目標の考え方						
<p>すべての学校給食調理場において、調理作業工程表及び作業動線図を作成・確認し作業に当たることにより、学校給食における食中毒の発生を防止します。</p> <p>※2 小中学校の統廃合に伴う給食調理施設数(平成26年度)</p>						
参 考						
<p>学校給食法第9条第1項に規定された学校給食衛生管理基準(平成21年4月1日)に基づく調理作業工程表及び作業動線図による衛生管理の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調理作業を衛生的、効率的に行うことができる。 掛け持ち作業による汚染の広がり(二次汚染)を防ぐことができる。 汚染度の高い食品(肉・魚・卵など)と汚染させたくない食品(非加熱食品や和え物など)の交差を防ぐことにより汚染の広がりを防ぐことができる。 						
担当課						
保健体育課						

(2) 安心感向上のための取組

数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画																																						
			25年度	26年度	27年度																																				
鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステムPR活動 (回/年)	—	—	計画	3	7	10																																			
			実績	3 (計画比: 100%)	7 (計画比: 100%)																																				
取組内容とその効果																																									
【取組内容】																																									
<p>京都方式の鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステムの普及を図るため、家畜保健衛生所の施設公開等ではクイズ形式で、また、京野菜フェスティバル等のイベントでは展示により、QRコードと連動したトレーサビリティ情報の検索体験など本システムのしくみや重要性をわかりやすく情報提供してPRを行った。</p> <p>〈府民との交流等〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>取り組み</th> <th>場所</th> <th>対象・人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8/7</td> <td>施設公開</td> <td>中丹家畜保健衛生所</td> <td>小学生親子 54名</td> </tr> <tr> <td>8/30</td> <td>京野菜オムライス教室</td> <td>あじわい館</td> <td>小学生親子 17名</td> </tr> <tr> <td>1/25</td> <td>消費者と生産者の意見交換会～畜産</td> <td>氷室の郷</td> <td>一般消費者 12名</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈イベントでのパネル展示・チラシ配布〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>イベント</th> <th>場所</th> <th>来場者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9/21</td> <td>丹後あじわいの郷月例祭</td> <td>丹後あじわいの郷</td> <td>約3,900名</td> </tr> <tr> <td>9/27</td> <td>京都肉祭</td> <td>京都市役所前</td> <td>約15,000名</td> </tr> <tr> <td>11/1～3</td> <td>京野菜フェスティバル</td> <td>梅小路公園</td> <td>約105,000名</td> </tr> <tr> <td>11/29・30</td> <td>農林水産フェスティバル</td> <td>パルスプラザ</td> <td>約48,000名</td> </tr> </tbody> </table>						実施日	取り組み	場所	対象・人数	8/7	施設公開	中丹家畜保健衛生所	小学生親子 54名	8/30	京野菜オムライス教室	あじわい館	小学生親子 17名	1/25	消費者と生産者の意見交換会～畜産	氷室の郷	一般消費者 12名	実施日	イベント	場所	来場者	9/21	丹後あじわいの郷月例祭	丹後あじわいの郷	約3,900名	9/27	京都肉祭	京都市役所前	約15,000名	11/1～3	京野菜フェスティバル	梅小路公園	約105,000名	11/29・30	農林水産フェスティバル	パルスプラザ	約48,000名
実施日	取り組み	場所	対象・人数																																						
8/7	施設公開	中丹家畜保健衛生所	小学生親子 54名																																						
8/30	京野菜オムライス教室	あじわい館	小学生親子 17名																																						
1/25	消費者と生産者の意見交換会～畜産	氷室の郷	一般消費者 12名																																						
実施日	イベント	場所	来場者																																						
9/21	丹後あじわいの郷月例祭	丹後あじわいの郷	約3,900名																																						
9/27	京都肉祭	京都市役所前	約15,000名																																						
11/1～3	京野菜フェスティバル	梅小路公園	約105,000名																																						
11/29・30	農林水産フェスティバル	パルスプラザ	約48,000名																																						
【今後の対応】																																									
<p>引き続き、消費者や実需者にトレーサビリティに関する情報を発信するとともに、消費者や実需者の声を踏まえて、より効果的なトレーサビリティのあり方について検討します。</p>																																									
数値目標の考え方																																									
<p>鶏卵・鶏肉に関する府民の食の安心・安全を高めることが出来るようトレーサビリティシステムのPR活動を行います。</p>																																									
参 考																																									
トレーサビリティシステム																																									
担当課	記録の追跡により、ある商品の流通経路が確認できる状態をいいます。																																								
畜産課	食品では、食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に役立つものをいいます。																																								

数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
きょうと信頼 食品登録制度 においてワン ランク上の品 質管理プログ ラムを策定す る業種の数	—	—	計(累計) 画	3	6	10
			実 績(累計)	3 (計画比: 100%)	6 (計画比: 100%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>☆☆基準の取組に意欲的な企業を有する業界組合と連携し、各業種ごとの品質管理プログラムを策定します。</p> <p>(26年度策定)</p> <p>・パン ・漬物 ・湯葉</p> <p>(25年度策定)</p> <p>・鶏卵 ・珈琲 ・茶</p> <p>(参考)</p> <p>☆☆基準での新たな取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料のトレーサビリティの確保 ・コンプライアンスの取組 ・クレーム・回収対応の体制整備 						
数値目標の考え方						
事業者がワンランク上の品質管理にスムーズに取り組めるよう、業種ごとのプログラムづくりを着実に進めます。						
参 考						
<p>きょうと信頼食品登録制度</p> <p>府が定める一定の水準より高い品質管理を行い、生産・製造情報を開示できる食品等を府が登録するとともに、府民に当該情報等を提供することにより、府内で生産・製造される食品の安全性及び府民の安心感を高める。</p> <p>登録基準は、☆クラス（第1段階）～☆☆☆クラス（第3段階）で、☆☆☆クラスは国等が制定した制度による認証・認定を受けた食品</p>						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ④

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
きょうと信頼 食品登録制度 において現行 の品質管理プ ログラムによ り登録する事 業所数(店)	52	57	計 画 (累 計)	60	70	80
			実 績 (累 計)	60 (計画比: 100%)	63 (計画比: 90%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>業界組合と連携し、事業者に対する説明会等を行ったり、登録に前向きな事業者に対しては、個別にアドバイスを行うなどのサポートを引き続き進め、登録を推進して行きます。</p> <p>併せて、「きょうと信頼食品登録制度」登録事業者が、消費者の交流・意見交換を行う「食の安心・安全フォーラム」の開催等により消費者へのPRを推進しました。(平成27年1月開催)</p>						
数値目標の考え方						
一定水準の品質管理を行う事業所数を増やしていくことにより、京都で生産・製造される食品の安心感を高めます。						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
ワンランク上の品質管理プログラムにより登録する事業所数(店)	—	—	計(累計) 画	3	6	10
			実績(累計)	1 (計画比: 33%)	3 (計画比: 50%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 各業界組合を対象に説明・意見交換を行い、各業種の実情に沿った☆☆基準の品質管理プログラムを策定することにより、事業者が取り組みやすくなるよう推進を図ります。</p> <p><26年度登録業種> パン、茶</p> <p>【課題と今後の取組】 鶏卵(5事業所)及び珈琲(1事業所)については登録申請準備を進めており、直接事業所に赴き助言するなどのフォローを引き続き行うことにより、来年度に登録できるようにします。</p>						
数値目標の考え方						
事業者の品質管理水準の向上をサポートし、ワンランク上の品質管理を行う事業所を増やしていきます。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課						

(3) 環境に配慮した食品生産等

数値目標 ④⑤【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
京都こだわり農法取組面積 (ha)	409	420	計画(累計)	430	445	460
			実績(累計)	470 (計画比:109%)	470 (計画比:106%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>本庁及び広域振興局等が農業団体と連携して、年間を通じて計画的にJAや生産者組織への支援・推進を行っています。</p> <p>〈具体例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○試験研究機関で開発された技術等の実証ほを設置し、環境負荷の低減に結びつく生産技術を普及(27か所設置) ○パイプハウス、生産管理機械等の生産基盤の整備 ○産地づくりを推進する組織(特産物育成協議会)の活動支援 ○京都こだわり農法に基づき生産されたブランド京野菜等の認証システム運営 						
数値目標の考え方						
平成23年度の出荷量(2,265t、409ha)を、平成27年度までに100t増加するために必要な面積を年度ごとに按分しています。						
参 考						
京都こだわり農法						
担当課	たい肥と有機質肥料による健康な土づくりや輪作を基本とする京都の伝統的な栽培方法と、天敵の利用など新しい技術を組み合わせた減農薬、減化学肥料栽培を実践する京都独自の生産方式。					
農産課						

数値目標 ④

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
エコファーマー認定件数(件)	992	1,065	計(累計) 画	1,200	1,300	1,400
			実(累計) 績	1,164 (計画比:97%)	1,200 (計画比:92%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 本庁及び広域振興局等が市町村等と連携して、年間を通じて計画的に生産者への支援・推進を行っています。</p> <p>〈具体例〉 ○試験研究機関で開発された技術等の実証ほを設置し、環境負荷の低減に結びつく生産技術を普及(27か所設置) ○化学肥料・化学合成農薬を地域慣行の5割以上削減したうえで、さらに環境保全や生物多様性に効果のある営農活動に取り組む農業者を支援(環境保全型農業直接支援対策 H26実績 169件、260ha)</p>						
数値目標の考え方						
平成23年度実績を基準に、国の政策目標(平成26年度の累積新規認定件数34万件)を勘案し、京都府シェアを維持する数値を目標としています。						
参 考						
エコファーマー						
担当課	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づき、たい肥等による土づくりと、化学肥料や化学合成農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称。					
農産課	<p>環境保全型農業直接支援対策</p> <p>農業がもつ「環境保全機能」を一層発揮させることを目的に、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果の高い営農活動に取り組む農業者に、取組に伴う「係り増し経費」を直接支援。</p> <p>(支援内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業者等が化学肥料・化学合成農薬を原則慣行の5割以上低減 2 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動(※) <p>1と2をセットで取り組む場合 10a当たり3,000~8,000円を支援</p> <p>(※)カバークロップ(緑肥のすき込み)、たい肥施用、有機栽培、リビングマルチ(主作物の畝間に麦などを植え付け)、草生栽培、冬期湛水</p>					

数値目標 ④

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
特別栽培米 の栽培面積 (ha)	794	875	計(累計) 画	900	950	1,000
			実(累計) 績	900 (計画比:100%)	1,048 (計画比:110%)	
取組内容とその効果						
【取組内容】						
○「特別栽培米産地づくり事業」等の実施により、特別栽培米の生産に必要な機械の導入を支援						
〈支援内容〉						
対象者 特別栽培米生産部会、農業法人等						
対象機械 温湯種子消毒機、除草アタッチ付き多目的田植機 等						
数値目標の考え方						
水稻生産量のうち、一般流通米の2割程度の栽培面積を目標として設定しています。						
参 考						
特別栽培米						
担当課	国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の基準に基づき、化学肥料と化学合成農薬の使用量を地域慣行の50%以上低減し、さらに、確認責任者の確認を受けた米のこと。					
農産課						

数値目標 ④

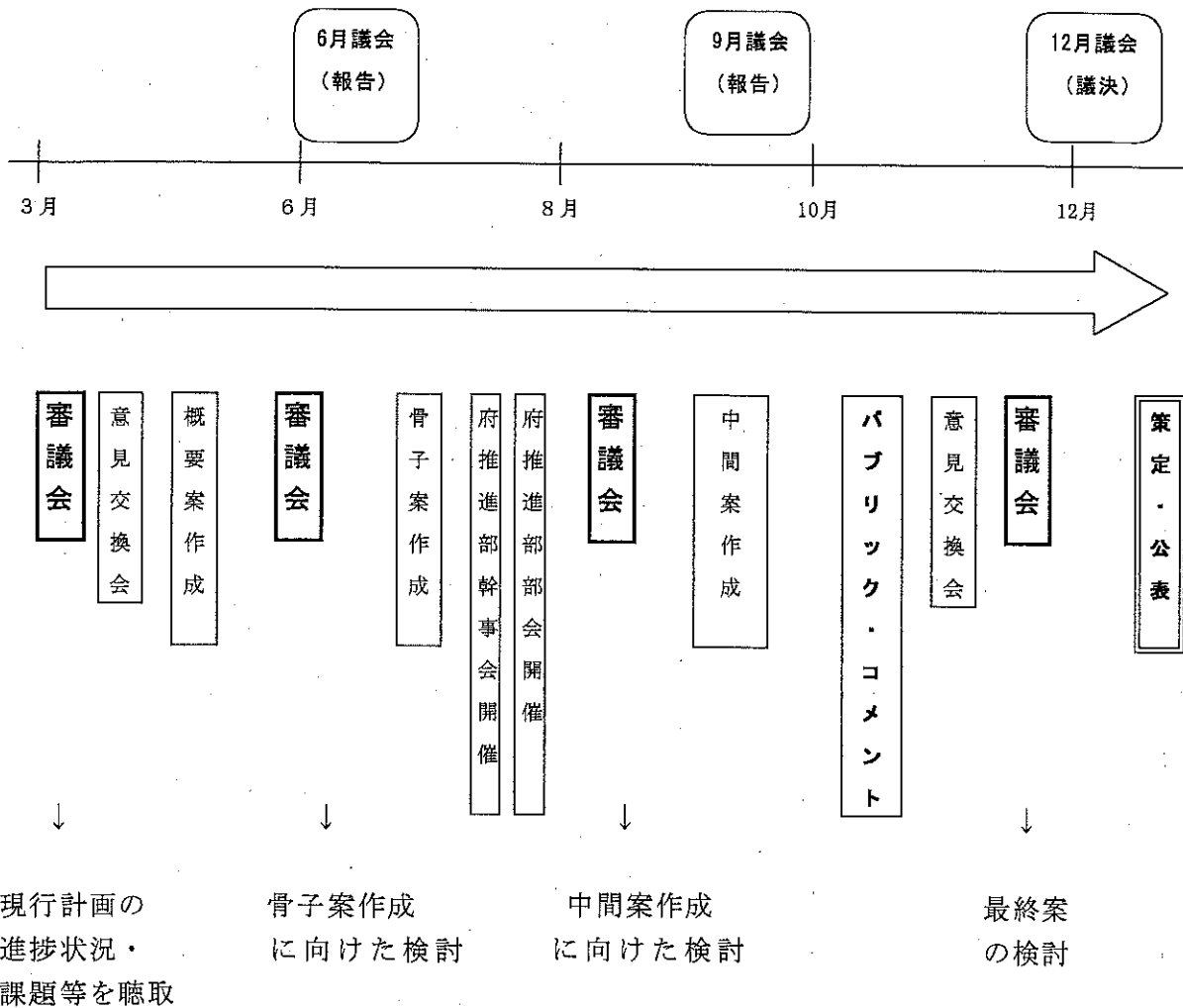
取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
水産養殖事業者の巡回指導 件数(件/年)	25	25	計画	25	25	25
			実績	25 (計画比:100%)	25 (計画比:100%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 過密養殖等による、周辺環境の悪化を防止するため、毎月、府内の養殖業者を訪問し、養殖密度等を確認・指導した。</p> <p>【効果】 その結果、過密養殖状態の養殖場は無く、適正な管理が行われていた。また、適正管理に関する意識向上が図られた。</p>						
数値目標の考え方						
府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。						
参 考						
養殖場で過密養殖等を行うと、給餌量の増加や、病気の発生による薬品の使用などが発生し、周辺環境の悪化を引き起こす可能性があるため、適正な収容密度で管理する必要がある。						
担当課						
水産課						

京都府食の安心・安全行動計画（平成28年度～30年度）の策定について

1 策定の趣旨

- ・「京都府食の安心・安全行動計画（平成25年度～27年度）」は平成27年度までの中期計画
- ・次期計画を、平成27年度中に京都府食の安心・安全推進条例第5条に基づき策定
- ・当該計画は、「京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づき、議会報告の上、府議会の議決が必要

2 策定スケジュール



（参考）京都府食の安心・安全推進条例～抜粋
 （食の安心・安全行動計画）
 第5条 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「食の安心・安全行動計画」という。）を定めるものとする。
 2 食の安心・安全行動計画は、食の安心・安全の確保に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。
 3 知事は、食の安心・安全行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第25条第1項に規定する京都府食の安心・安全審議会（第6項及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

食の安心・安全行動計画の対比

第1次計画(19~21)

食をとりまく時代背景

<生産現場で>

- ・ 半年前からの卵の出荷
- ・ 大手乳業での食中毒
- ・ BSEが国内で発生
- ・ 高病原性鳥インフルエンザが国内で発生

<表示についても>

- ・ 大手企業の食品偽装

重点事項

- 生産基盤の改善が急務(最優先して対応)

基本的な考え方

消費者の目線に立って推進

- ① 安心・安全の基盤づくり
- ② 安心・安全の担保
- ③ 信頼づくり

具体的な取組

- きょうと信頼食品登録制度
- 鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステム
- 食品収去検査の実施
- 適正な食品表示に向けた取組

第2次計画(22~24)

食品表示偽装が多発(中国産→国産)

- ・ 輸入食品に係る事件の続発
- ・ 食に関する情報の不足

食の不安の高まり

消費者庁の設置

- 府民の「食」への不安を少しでも軽減できる取組を優先

府民参画と協働により推進

- ① 相互理解と府民参画(新規)
- ② 監視・指導の強化(充実)
- ③ 安心・安全の基盤づくり(継続)

リスクコミュニケーションの育成

- 食の安心・安全協働サポーター
- 食品収去検査の充実強化
- 適正な食品表示に向けた取組強化

第3次計画(25~27)

原発事故に伴う食品の放射性物質への不安

- ・ 牛肉等生食に伴う食中毒事件
- ・ 輸入食品に係る事件の発生や食品添加物の問題
- ・ 情報の氾濫と信頼できる情報の不足が不安を拡大
- ・ ウナギ、米などにおける産地偽装

食への不信感

- 府民の安心確保のための取組を強化

情報共有化と府民参画で推進

- ① 放射性物質に対する食品安全管理(新規)
- ② 食の安心感向上に向けた情報提供の強化と府民参画(充実)
- ③ 検査・指導・監視の強化(充実)
- ④ 安心・安全の基盤づくり(充実)

安心確保のための放射性物質等検査

- 多様な広報媒体を活用し、府民目線で効果的に情報提供
- 食品表示相談窓口等の充実

第4次計画(28~30)

食品の産地偽装や、高級レストラン等におけるメニュー偽装等の発生

- ・ 食品関連事業者におけるより高度な衛生管理に対する社会的要請
- ・ 誰もが情報発信できるようになり、情報が氾濫
- ・ 和食のユネスコ無形文化遺産登録
- ・ 食品表示法の施行(27.4.1)

食への不信感と関心の高まり

- 「食」への関心の高まりを不信感解消につなげる

府民の関心に応えた施策を推進

- ① 食の安心感向上に向けた情報提供の強化と府民参画(充実)
- ② 検査・指導・監視の強化(充実)
- ③ 安心・安全の基盤づくり(充実)

放射性物質に係る検査・リスクは継続しつつ、①②に相応

- 多様な広報媒体を活用し、府民の関心に応える効果的な情報提供
- 食品表示法の施行を受けた効率的な執行体制の確立

1 第1次行動計画（平成19年度～21年度）

1 計画策定時の食を取り巻く情勢

・ 外食等の増加や、多様な加工食品が販売されるなどにより、便利な食生活を享受することが可能となりましたが、原材料を含め、輸入食品が増えていることなどもあり、食品に関するリスクは多様化しています。

そして、指定外添加物が使用された食品、農薬の残留基準値を超えている輸入野菜、摂取すれば健康被害が生じるおそれのある、いわゆる「健康食品」が流通したり、食品表示の偽装問題が発生したりして、食への不信や不安を招いています。

さらに、食品にかかわる問題が発生したときに、食品関連事業者による正確な情報の提供が十分でないことが、健康被害を拡大させる要因ともなっています。

一方、行政や食品関連事業者が行う安全性向上のための取組など食の安心・安全に関する情報の提供も十分ではなく、食品の安全性に対する消費者の理解も十分とは言えませんし、府の食の安心・安全の施策検討における府民参画も十分には進んでいません。

2 計画策定時の課題

- (1) 食品の生産、製造等において、科学的知見に基づく食品のリスクを管理する手法を導入することにより、食品の安全性を高水準で確保することが必要です。
- (2) 食品関連事業者が行っている「食品の安全性」確保に関する取組が、府民に見えるよう、情報提供を促進し、「食の安心」につなげる工夫が必要です。
- (3) 消費者の視点に立って、より効率的で効果的な食品の監視及び指導を行うことにより、食品の安全性を担保し、「食の安心」につなぐことが必要です。
- (4) 行政から食の安心・安全に関する情報を積極的に提供し、府民参画を促進することが必要です。

また、消費者と食品関連事業者との交流促進、学習機会の提供等により、消費者においても自らの理解を深めることが必要です。

2 第2次行動計画（平成22年度～24年度）

1 計画策定時の食を取り巻く現状

(1) 食品表示偽装の多発

平成20年度生鮮食品及び加工食品の品質表示実施状況調査等によると、小売店舗においては、前年度と比較して名称及び原産地を適正に表示している店舗の割合はやや改善しているものの、賞味期限の改ざんや産地の偽装等不適正表示が相次いでいます。

こうした中、平成20年度には、うなぎやたけのこの産地偽装等の問題が発生し、不適正表示に対して農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づき全国で118件（対前年140パーセント。うち、京都府内は7件）の指示が行われました。

(2) 輸入食品に係る事件の続発と消費者庁の設置

中国産冷凍ぎょうざやいんげんへの農薬混入、乳製品へのメラミンの混入、さらには事故米穀の不正規流通など、食の安心・安全を揺るがす事件が輸入食品において相次いで発生しています。

こうした中、中国産冷凍ぎょうざ事件で関係機関の連絡が適切に行われなかった問題を一つのきっかけとして、食品の安全や表示など消費者の安心・安全に関わる問題を幅広く所管し、情報の一元的な集約・分析機能と消費者行政の司令塔機能を持つ消費者庁が設置されました。

(3) 食の安心・安全に関する情報の不足

内閣府が平成20年度に実施した国民生活モニター調査結果によると、加工食品について原料原産地表示がない場合、国産とは限らないことをほぼ半数の人が知らないなど、消費者の側に食品表示の仕組みが十分伝わっていないことがうかがえます。

また、食への不安を解消するためのリスクコミュニケーションも各地で実施されているところですが、食品安全委員会が平成20年6月に実施した食品安全モニターへの調査によると、食に関する理解は進んでいるものの、関係者の間でお互いのギャップを解消する機会が十分でないという意見もあり、食に関する情報を十分に理解し、活用することができていない状況といえます。

(4) 食への不安の高まり

京都府が開催した行事への来場者を対象としたアンケート結果を平成18年度と平成20年度で比較すると、府内産食品を安心であると感じる府民の割合は52パーセントから41パーセントへ、輸入食品を安心であると感じる府民の割合は10パーセントから4パーセントへそれぞれ減少しており、食への安心感を高めることができていません。

また、府内産食品と輸入食品を比較すると府内産食品を安心であると感じる府民の方が多いものの、日本の食料自給率は41パーセント、京都府の食料自給率は13パーセントであり、府民の食生活は府内産食品だけでは成り立たない状況にあります。

2 計画策定時の課題

(1) 安心の前提となる安全確保の充実

相次ぐ偽装表示の発生や事故米穀の不正規流通問題など一部の食品関連事業者による問題の発生が後を絶ちません。これをなくすには、生産者、加工業者等の食品関連事業者それぞれが、コンプライアンスを第一にした取組を進める必要があります。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、JAS法その他の法律による監視、指導等行政の一層の取組を進める必要があります。

(2) 食品関連事業者及び行政による取組や正しい知識の広報の充実

安心・安全の担保についての食品関連事業者による取組み、安心・安全の基盤づくりのための施策、食に関する正しい知識などについて、府民への十分な情報提供ができていません。

例えば、平成20年度に府の保健所が収去した府内に流通する食品1,774点（うち輸入食品135点）を検査したところ、食品衛生法に違反する食品は発見されませんでした。このような結果をいかに広くお知らせするかが課題となっています。

(3) 情報共有や相互理解の促進

食の安心・安全の確保には、消費者、食品関連事業者、関係団体、行政等の関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換し、相互に理解を深めるリスクコミュニケーションの必要性が高まっています。

(4) 府民の主体的な行動への支援

消費者と食品関連事業者、関係団体、行政等が協働して様々な取組を行うことが大切です。府民との食に関する情報共有や相互理解を一層進めることにより、府民が様々な情報に惑わされることなく、適切な行動をとることができるよう支援することが求められています。

3 第3次行動計画（平成25年度～27年度）

1 計画策定時の食を取り巻く現状

(1) 原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質への不安の発生

内閣府が平成23年12月に行った「食育に関する意識調査」では、東日本大震災以前と現在の食生活について「食品の安全性への不安」が増えたとの回答が26%あるなど、原子力発電所の事故発生により、食品における放射性物質への不安が生じていることがうかがえます。

(課題)

基準値を超える食品が流通しないよう、国と東北・関東などの17都県が産地検査を実施するなどの対策が行われていますが、食品における放射性物質への不安が依然としてあることから、京都府独自の食品のモニタリング検査など監視を継続し、安心・安全を一層確かなものにしていく必要があります。

(2) 情報の氾濫と情報の取捨選択が困難なことが不安を拡大

内閣府が平成22年8月に行った食品安全モニターへの調査結果では、食品の安全性に関する情報源として、新聞(インターネットのニュースサイトを含む)が74%、テレビが46%と高かったものの、信頼度は新聞が39%、テレビが18%となっています。

また、食品の安全について「とても不安を感じる」「ある程度不安を感じる」とする回答が68%あるなど、新聞・テレビなどのマスメディアやインターネットから食品の安全性に関する様々な情報が氾濫している一方、信頼できる情報を消費者が取捨選択することが困難になっており、このことが不安を拡大している状況がうかがえます。

さらに、高齢化の進展と子どもとの同居世帯の減少などにより高齢者単身世帯が増加し、食の安心・安全情報が的確に届きにくい状況もあります。

(課題)

食の安心・安全確保のためには、情報公開の徹底、多様な広報媒体による府民目線に立った分かりやすい情報発信、府民との意見交換会など情報を共有し理解を促進するための戦略的な取組が必要です。

併せて、行政だけの取組にとどまらず、府民ぐるみで食の安心・安全の取組を推進する府民参画の拡大が重要になっています。

(3) 生食用食肉による食中毒、食品表示偽装、輸入食品に係る事件等の発生
平成23年4月に飲食チェーン店で発生した食肉の生食による腸管出血性
大腸菌食中毒では5名の方が亡くなるなど大規模な健康被害が発生しまし
た。

また、食品の産地偽装等の不適正表示や賞味期限の改ざんが全国的に相
次いでおり、平成22年度においては、不適正表示に対して農林物資の規格
化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS
法」という。）に基づき全国で71件の指示が行われました。

さらに、中国産冷凍ぎょうざやいんげんへの農薬混入、乳製品へのメラ
ミンの混入、添加物の不適正使用、残留農薬の基準超過など、食の安心・
安全を揺るがす事件が輸入食品などにおいて発生したことから、今なお、
消費者の輸入食品に対する不安があります。

(課題)

食品による健康被害を防止するため、食中毒や食品添加物等リスクに応
じた効果的な検査や、偽装表示を防止するための食品表示パトロールなど、
食品衛生法（昭和22年法律第233号）、JAS法その他の法令による行政
の監視や指導の取組を進める必要があります。

併せて、生産者、加工事業者等の食品関連事業者の自主的な衛生管理や
コンプライアンス（法令順守）向上の取組を進めることにより、より高い
レベルの安全確保を目指す必要があります。

4 第4次行動計画（平成28年度～30年度）

◆ 論点 1

「現在の食を取り巻く状況」として、以下の（１）～（３）のほかに取り上げるべき事項はないか。



現在の食を取り巻く状況について

（１）食に関する新たな問題の発生

- ・食品の産地偽装等が依然として発生
- ・高級レストラン等におけるメニュー偽装が新たな事案として発生
- ・国において食品表示法の制定及び景品表示法に基づく政令等が改正
- ・食品への異物混入や輸入食品における不適正な事案の発生

（２）情報伝達手段の高度化、一般化による情報の氾濫

- ・氾濫する情報の中から正しい情報を読み解く消費者力が求められる
- ・個人による多様な情報入手・発信が容易になったが、その情報の正確さや伝え方に課題がある
- ・インターネットを利用できる環境にない府民も一定数存在

（３）食への関心の高まり

- ・和食のユネスコ無形文化遺産登録
- ・食品表示法の施行（27.4.1）
- ・食品の新たな機能性表示制度のスタート
- ・食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例の一部改正（HACCP導入基準）
- ・食の生産現場（農林水産物・加工食品）に対する関心の高まり

◆ 論点2

「現在の食を取り巻く状況」を受けて、府としてどのような取り組みが考えられるか。

課題：「食」への関心の高まりを不信感解消につなげるために



食の安心・安全府民大学（仮称）について

◇趣 旨

府民が食の安心・安全についての正確な知識を身につけ、理解を深めることで、自分で判断し、正しく行動できるような状況を育むために、府内の大学等の協力を得て、「食の安心・安全府民大学（仮称）」として学びの場を設ける。

◇対象者（ターゲット層）

- ・子育て中の母親・父親
- ・20～30代程度の若者など

◇開催時期・場所

- ・平成27年6月～平成28年2月の間に3～4日間実施（平日）※3年程度継続して開講
- ・大学の講義室や調理実習室、対象者が集まる場所（出張講座）など

◇講義（例）※年に3～4講座開講

テーマ	講師
食品添加物と食品表示～わたしたちの食べているものは何か？～	川添禎浩教授（京都女子大学）
「やせ」の改善による本当の健康づくり	東あかね教授（京都府立大学）
カラダを知る～栄養素の消化・吸収・代謝について～	田中恵子教授（京都文教短期大学）
危険時代を生き抜く術～安心・安全に生きるために、いま、わたしたちが学ぶべきこと～ ＋野間での現場実習等	今里滋教授（同志社大学）
だし（和食）と健康～無形文化遺産「和食」のチカラ～ ＋実演、調理実習等	日本料理アカデミー 園部さん、鵜飼さん等（京都府立大学／リカレント講座）

◇今後の予定

- ・各大学との具体的な調整（講師調整、講義化、単位化などの検討）
- ・参加者呼びかけへの協力依頼（大学、保育園、幼稚園ほか）
- ・検討事項（シラバスやテキストの作成、講義内容の記録・保存方法、修了試験としての食育検定実施）

食の安心・安全府民大学 講義内容(案)について

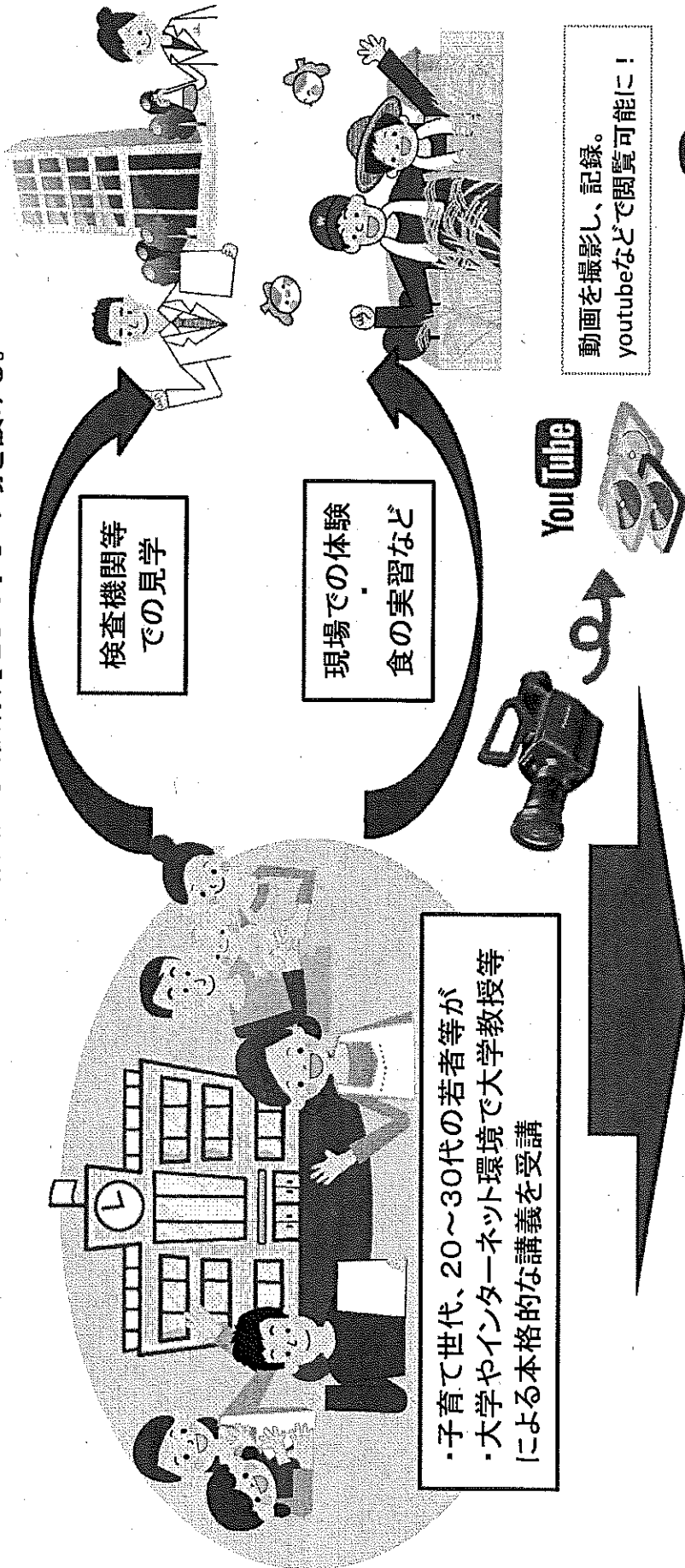
＜講義内容＞ ・講義は年3～4回、3年程度継続し、以下の内容を網羅
 ・講義内容をもとにテキストを作成。テキストの内容から食育検定を実施

(参考)あおもり食育検定	
青森県の気候・風土・歴史	
青森における食育の取組	
青森県民の食と健康	
食生活指針	
食生活のバランス	
朝食の重要性	
食中毒予防	
食の安心・安全	食品表示(添加物、遺伝子組換え、アレルギー等)
食事のマナー	
青森県の農林水産業	農業、水産業、林業、機能性食品
地産地消と郷土料理	地産地消 郷土料理

食の安心・安全府民大学(仮称)素案	
京都府の気候・風土・歴史	※テキストにのみ記載
京都府における食育の取組	京都府の食育を知る～きょうと食いく先生、食育仕掛人の活動事例報告～(※1)
食と健康	だし(和食)と健康～無形文化遺産「和食」のチカラ 幼児期からの食生活が人生のあり方を左右する お母さんのお腹の中からの健康づくり 一流アスリートを育てた食に学ぶ～ココロとカラダを育む朝ごはん～ カラダを知る～栄養素の消化、吸収、代謝について～ 食品添加物と食品表示～わたしたちの食べているものは何か～
食の安心・安全	食物アレルギーとの付き合い方 放射能汚染のいま 危険時代を生き抜く術～安心・安全に生きるために、いま、わたしたちが学ばべきこと～
食事のマナー	※テキストにのみ記載
京都府の農林水産業	※テキストにのみ記載
地産地消と郷土料理	(※1)で地産地消の取組も紹介 五節句から学ぶ京の食文化

食の安心・安全府民大学(仮称) イメージ

【目的】府民が食の安心・安全についての正確な知識を身につけ、理解を深め、正しく行動できるような状況を育むために、府内の大学等の協力を得て、「食の安心・安全府民大学(仮称)」として学びの場を設ける。



- 府民の食に関する学びを深め、自ら判断し行動できる賢い消費者を育成
- 講義内容を動画(DVD, youtube)やテキスト化し、府民が誰でも自由に活用可能に
- 作成したテキストをもとに、「きょうと食検定(仮称)」を実施、府民の食への意識を高める

➡ 府民が行政とともに食の安心・安全を創るといふ機運を醸成

